



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

働き方改革の 推進について

<主な内容>

1. 時間外労働の上限規制（施行：平成31年4月1日～ ※中小企業は、令和2年4月1日～）

時間外労働の上限は月45時間、年360時間を原則とします。臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）が限度になります。

☞時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結が必要です。

2. 年次有給休暇の確実な取得（施行：平成31年4月1日～）

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

☞時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、労働者ごとに管理簿を作成しましょう。

3. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止

（施行：令和2年4月1日～ ※中小企業は、令和3年4月1日～）

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

☞労働者の雇用形態、待遇の状況を確認しましょう。

千葉県中小企業復旧支援補助金のお知らせ

令和元年台風15号、19号又は10月25日の大雨により被災した地域の復旧及び復興を促進するため、県内に店舗・工場・事務所等がある中小企業の皆様を対象に、事業活動の再開に必要な経費の一部について、補助いたします。

詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。お近くの商工会・商工会議所又は下記専用窓口までお問い合わせください。

補助金の概要

補助率 4分の3以内

補助限度額 1,000万円

補助対象

県内に事業所（店舗・工場・事務所等）のある中小企業者
※「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人を指します。

補助対象経費

施設の修繕・建替費、機械装置の修繕・購入費、（機械等の入替に伴う）設備処分費 等
※保険金が支給済み又は支給見込みの経費は除きます。

事業実施期間

被災した日から令和2年10月31日（土）まで
※既に支払済みの経費も補助対象となります。

申請期限

令和2年 4月 30日（木）午後5時（※郵送の場合は当日必着）

◎専用窓口：千葉県商工労働部経済政策課 中小企業復旧支援補助金窓口

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-3725（受付時間：平日9時～17時）

千葉県中小企業復旧支援補助金

検索

